

郡上・九条の会

変えたらだしかん、世界の宝憲法九条

郡上・九条の会ニュース（会報）

2016年9月発行 No. 74

立場の違いを超えて

平和を願う人たちのつながりを！

発行501-4452八幡町美山2249-1 曾我敬次方

自民党憲法改正草案**緊急事態条項にNO!**

戦争や災害などに際して、憲法秩序を一時停止し、一部機関に権力を集中させ、人権保護も一時停止する権限を国家緊急権といいます。かつてナチスは、ドイツにおける国家緊急権を発動し、ワイマール憲法を無視して独裁体制を固めた。この条項は、ナチスが悪用した国家緊急権そのものであると、多くの専門家から指摘されており、この条項が実際に発動すると、無期限独裁内閣を誕生させることができます。

参院選後、安倍内閣は衆参両議院での3分の2の議席を得て、選挙戦では前面に出すことのなかった憲法「改正」に前のめりになっています。正面からの「改正」に取り組むのではなく、まずは大規模災害などのときに首相にさまざまな権限を与える「緊急事態条項」を憲法に盛り込むことを目論んでいます。

この緊急事態条項、震災対策だと言って、何となく良いことのように思わせていますが、実は、震災対策だけのものではありません。改憲案の条文には「その他の法律で定める緊急事態」という文言も入れてあり、法律でいくらかでも『緊急事態』を増やせるようになっているのです。いったん緊急事態が宣言されると、知らないうちに人権が制限され（基本的人権の停止）、立法機能が国会から内閣に移されて（三権分立の停止）しまいます。さらに、緊急事態が宣言されている間は、国会議員の任期を延長し、選挙も特例をもって延期することも可能ということになっており、「永遠の緊急事態」を作り出すことができるという恐ろしい仕掛けもその条文には入っています。

このように、一見もつともらしく必要なことのように見えますが、裏には独裁を正当化しようと言う魂胆があるのです。前述のように、こうした行政権（首相の権限）の優越がいかにか危険であるかということは、ナチスの独裁で証明済みのことです。九条を護っても、この条項があったら九条は骨抜きにされるのです。それだけではありません。日本国憲法そのものが停止されてしまうのです。九条「改憲」よりももっと恐ろしい緊急事態条項には反対していくしかありません。



日本会議とは決別すべきだ

8月3日に第3次安倍内閣が発足しました。閣僚のいろいろな所属を調べると、「日本会議（にっぽんかいぎ）」に所属する人が実に20人中15人もいます。この日本会議という団体は、その主張の根本に「美しい日本の再建と誇りある国づくり」を掲げ、政策提言と国民運動を行うとしています。具体的には、憲法改正、教育、靖国、皇室、国防関連などの運動としています。特に憲法改正については、今ある憲法を押しつけの憲法ととらえ新憲法を作るとしています。その他の運動を見ると戦前の日本へ逆戻りするような内容ばかり。集団的自衛権を容認し、海外で武器を持って戦闘に参加できる国を安倍内閣が作ろうとしていることはこの団体の活動をそのまま政策として受け入れていることにほかなりません。国民にとっては非常に危険な団体と言えるでしょう。日本会議という団体と決別し、憲法をまもり平和な日本となる政策をしていくことが望まれます。

第3次安倍再改造内閣と日本会議

役職	氏名	国会議員懇談会
総理	安倍 晋三	日本会議
財務・副総理	麻生 太郎	日本会議
総務	高市 早苗	日本会議
法務	金田 勝年	日本会議
外務	岸田 文雄	日本会議
文部科学	松野 博一	日本会議
厚生労働	塩崎 恭久	日本会議
農林水産	山本 有二	日本会議
経済産業	世耕 弘成	
国土交通	石井 啓一	創価学会(公明党)
環境	山本 公一	日本会議
防衛	稲田 朋美	日本会議
復興	今村 雅弘	日本会議
国家公安	松本 純	
地方創生	山本 幸三	日本会議
沖縄北方	鶴保 庸介	
経済再生	石原 伸晃	
1億総活躍	加藤 勝信	日本会議
東京五輪	丸川 珠代	日本会議
官房長官	菅 義偉	日本会議

※2016年8月3日発足

憲法九条は押しつけではなかった

2016・8・12 中日新聞

「9条提案は幣原首相」史料発見の東大名誉教授・堀尾輝久さん

(幣原男爵＝幣原喜重郎 1946年当時首相)

高柳賢三憲法調査会長に対する マッカーサー元GHQ最高司令官の返信

(憲法9条は)世界に対して精神的な指導力を与えようと意図したものであります。本条は、幣原男爵の先見の明と経国の才とえい知の記念塔として、永存することでありましょう

(1958年12月5日)

戦争を禁止する条項を憲法に入れるようにという提案は、幣原首相が行ったのです。首相は、わたくしの職業軍人としての経歴を考えると、このような条項を憲法に入れることに対してわたくしがどんな態度をとるか不安であったので、憲法に関しておそろおそろわたくしに会見の申込をしたと言っておられました。わたくしは、首相の提案に驚きましたが、首相にわたくしも心から賛成であると言うと、首相は、明らかに安どの表情を示され、わたくしを感動させました

(同年12月15日)



(写真は1955年撮影)

俳句・川柳・短歌 de 平和・反戦 (敬称略)

蝸 (ひぐらし) の 戦ならじと 鳴きとほす (とくげん)
折鶴の 真新しきや 原爆忌 (河田敬一郎)
記念日に 梵鐘響く 城下町 (畑佐良治)
夫婦して 憲法守れの 旗を持つ (良治)
この道を 真っ直ぐ前へ 第九条 (あっちゃん)
戦なき 七十年を 戦火への 序章となすのか 選良てふ者 (上村篤彦)
戦中の ポスター展見て 老いの言う 「あんな暮らしは 二度と御免」と (和田昌三)
堂々と 平和の詩詠む 広島の 小学生に 拍手の止まじ (河田敬一郎)

9月憲法連続講座 第5回 安倍政治と憲法

日時：9月25日（日）午後1：30～3：00

場所：郡上八幡総合文化センター

講師：野田龍雄さん

内容：参議院選挙以後、安倍政権は選挙で公約とせず、黙っていた「戦争法の実行」「海外派兵で使用できる武器の拡大」「戦闘地域への派遣の実行」「莫大な補正予算による公共事業の拡大」「社会保障の縮小」など、国民にとって放置できない政治が進行しようとしています。そのようなときに日本国憲法の大きな意義と、今安倍政権が進めようとしている暴走政治の本質をきちんとつかむことが必要になっています。憲法を守る上でこれだけはしっかり理解することが必要だということを、皆さんと一緒に考えることができればと思っています。

街宣・スタンディング・・・継続は力なり

憲法九条を護るために全国津々浦々で街宣・スタンディングが続いています。毎月9のつく日にやるとか、毎週日曜日にやるとか、中には毎日ぐらいいやっているとあります。まさに平和は不断の努力で護っていくという実践です。戦争できる国にしてはならない、九条を護って平和な日本を続けるという固い意志のもと訴え続けていきます。旗持ち、ビラ配り、スピーチなどできることをやればいいので参加できる方は是非お願いします。

《スタンディング・カレンダー》9月、10月の予定

月日	9/4	9/11	9/18	10/2	10/9
場所	プラザ・TOPSさん前	美並役場前	ぴお前	プラザ・TOPSさん前	白鳥バロー前
	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00
	八幡	美並	大和	八幡	白鳥

なお諸般の事情により変更することがあります。

カンパのお願い：九条の会の活動は皆さまのカンパ、映画会の収入などでまかなっておりますが、ニュースの郵送代など経費がかさみ、財政的に厳しい状態です。出来る方はカンパをお願いします。

振込先：ゆうちょ銀行 記号：12410 番号：30522601 グジョウキュウジョウノカイ